

○ 第7回徳島県規制改革会議における委員提案論点

No.	項目	委員提案内容(骨子)	所管	関連法規等	運用の現状
1	地方公務員の“社会貢献型副業”を可能とする規制改革	地方公務員法上、副業は厳格、限定的に運用されている。地域が求める知識、経験、意欲を持つ職員にスポーツ・文化の指導者や、また地域活性化に資するNPO職員としての副業に従事することを認めることにより、地域の人材不足解消とともに退職後の公務員が地域における役割を担う端緒とできるのではないか。	経営戦略部	・地方公務員法 ・営利企業等の 従事制限に 関する規則	○規則において営利企業等の従事についての許可基準を次のとおり示している。 ・職務の遂行に支障がないこと ・その職員の職との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと ・法の精神に反しないこと ○上記基準に照らした上で任命権者の許可を得て営利企業の従事(いわゆる「副業」)を行うことは可能である。 ○過去3年の許可者数の実績は、年間3名程度となっている。
2	農業移住促進のための農地取得下限面積の引き下げ	農地法等により農地取得の下限面積が定められている(同法上は50アール)が、農業移住や新規就農促進の観点から、空き家とセットで農地を取得する場合に限り、下限面積を最小で1アールに緩和する動きが兵庫県などで見られる。本県では神山町の10アールが最下限面積であるが、農業移住を促進する観点から農地取得の下限面積を緩和することはできないか。	農林水産部 政策創造部 県土整備部	・農地法 ・農地法施行規則 ・「農地付き空き家」の 手引き	(農林水産部) ・農地の下限面積については、農林水産省令で定める基準に従い農業委員会で定めることとなっており、最近下限面積を引き下げたいという市町村からの問い合わせもあることから、他県の事例を含め情報提供を行っている。(県土整備部) ・空き家と付随する農地の取得に関する関連制度や運用事例等について、国土交通省がとりまとめた『「農地付き空き家」の手引き』を、市町村の空き家対策担当課や移住担当課に案内したところ。
3	栄養成分表示の義務化に係る小規模事業者の特例	食品表示法に基づき、2020年4月から食品関連事業者に対し、原則として、消費者向けの加工食品及び添加物への栄養成分表示の義務付けが全面施行される。小規模事業者が自ら販売するものは表示義務が免除されるものの、小規模事業者の製造品が大型スーパーなどに卸して販売される場合は、表示の省略ができないことから、手間・コストの増加を懸念する小規模事業者の事業継続が困難となるおそれがあるのではないか。	危機管理部	・食品表示法	栄養成分表示の値は、分析により求める方法の他に、日本食品標準成分表等のデータベースの値を用いる方法や計算により求める方法があり、どの方法を用いるかは事業者の判断となる。栄養成分表示値の求め方や表示方法について、事業者向けのガイドラインが消費者庁から公表(第2版:H30.5)されている。また、徳島県では、平成29年6月に「栄養表示相談窓口」を県庁と各保健所に設置し、事業者からの栄養成分表示方法等の相談に応じている。
4	学校教育における外部人材の登用・活用	学校教育において教員以外の者が授業に関わるあり方としては、たとえば英語教育であればALT、ICT教育であればICT支援員といった専門スタッフによる支援があるが、さらに教員の補助的立場としての一時的な支援にとどまらず、外部人材の活用やカリキュラム構築も含めて外部に委託するといった根本的な改革を進めてはどうか。	教育委員会	・学校教育法 ・教育職員免許法	通常、教員には学校の種類ごとの教員免許状(普通免許状)が必要である。しかし、普通免許状を持っていないが、社会的経験を基に県独自の審査を経て授与される特別免許状により教員になれる制度があり、県内では看護等の科目において実績がある。 さらに、そのどちらも有しないが、多様な専門知識・経験を有する人が教科・領域を担任することができる「特別非常勤講師制度」がある。県内では英語、中国語、藍染め等の農業、陶芸等の芸術、介護等の福祉等の教科・科目で実績があり、講師が単独で授業を行ったり、複数体制でも主となって授業を行っている例がある。
5	簡易宿所に係る建築基準法・消防法の基準床面積の引き上げ	簡易宿所を開設する際、建物の延べ面積が200㎡以上の場合、建築基準法等による規制が200㎡未満の場合に比べて非常に厳しくなる。空き家となった農家などを活用しようと考えても、一般に規模の大きい建物が多く厳しい規制の対象となることが多く、改修に多額の費用が必要となる。規制の基準面積を300㎡に緩和することはできないか。	県土整備部 危機管理部	・建築基準法 ・建築基準法施行令 ・消防法 ・消防法施行令	・建物の延べ面積が200㎡以上の規制については、建築基準法で定められており、全国で統一的な運用を図っている。 ・平成30年度の建築基準法改正において、用途変更が必要となる特殊建築物の延べ面積が100㎡から200㎡に引き上げる動きもある。
6	要配慮者移送時に使用する車両の規制除外車両登録要件の緩和	発災時に要配慮者をシームレス民泊から福祉避難所に移送する際には、道路を円滑に通行できることが必要である。そのため、民泊運営者が所有する自動車等を緊急交通路を通行可能な規制除外車両の対象に含めることとし、併せて、現在の制度で求められている特別な構造又は装置を備える車両という要件を緩和することはできないか。	県警察本部	・災害対策基本法 ・大規模災害に伴う交通規制実施要領	規制除外車両は、全国で4項目に統一されているものであり、その趣旨は災害発生後に人命救助など最優先事項に関する車両を早急に被災地に向かわせるというものである。 規制除外車両でなくても、タンクローリー・霊柩車・輸送バスなど必要な車両は、状況に応じて段階的に警察庁の指示で通行可能となる。
7	「子ども食堂」に係る飲食店営業許可の特例	近年、子どもの貧困対策や個食の防止のため「子ども食堂」が増えてきている。不特定の営業のものが多く、代金を取って食事を提供する以上、営業許可の取得が必要となるが、施設基準を満たせず、許可を取得できないケースがあると聞く。福祉目的の場合は基準を緩和することはできないか。	危機管理部	・食品衛生法	食品衛生法では、反復継続して不特定多数の者に対し食事を提供する場合は、営業許可が必要とされている。一方で、子ども食堂では、特定の子どものみに限らず、大人を含む不特定多数の者が利用している事例が多い。このような場合、同法に基づく営業許可が必要であり、許可申請をしてもらっている。
8	イベント時の道路使用申請(料)の規制緩和	地域の祭りなどのイベントで営業行為を行うために道路上を利用する場合、各出展者ごとに道路使用申請を行う必要があるが、出展者にとって申請事務と申請料が負担になっている。国土交通省のガイドラインでは、「複数の道路使用が、一つの運営団体の管理・責任の下で一体として行われる場合には、申請者の要望に応じ、許可を一括化」との規定があることから、この規定に基づいた手続きができないか。	県警察本部	・道路交通法 ・道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン	道路使用許可の原則は1行為1許可であるが、一定の条件を満たした場合は包括申請を認めている。ガイドラインにある包括とは、例を挙げると、学校の夏祭りやPTAや職員が数種の飲食物を販売するように主催者が運営自体を管理し、その収益も主催者が管理している場合などが該当する。